

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年2月28日
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 梅田 仁司
【本店の所在の場所】	千葉県千葉市美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	(043)243-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 中村 遵史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)5695-1511(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 中村 徹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,138,200,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の訂正理由】

当行は、2023年2月28日、当行発行の普通株式の一部について、株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式の取得を行いましたので、2023年2月27日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、これに関連する事項を訂正し、また、添付書類である自己株券買付状況報告を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第3 第三者割当の場合の特記事項

5 第三者割当後の大株主の状況

（添付書類の追加）

自己株券買付状況報告

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____（下線）を付して表示しております。

第一部【証券情報】**【募集又は売出しに関する特別記載事項】**

(訂正前)

当行は、2023年2月27日付の取締役会において、以下のとおり、当行発行の普通株式の一部につき、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当行普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,100,000株(上限)
(2023年2月27日現在の普通株式に係る発行済株式総数に対する割合:3.38%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,180,200,000円(上限) |
| (4) 取得日 | 2023年2月28日 |
| (5) 取得方法 | 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付 |

(訂正後)

当行は、2023年2月27日付の取締役会において、以下のとおり、当行発行の普通株式の一部につき、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当行普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,100,000株(上限)
(2023年2月27日現在の普通株式に係る発行済株式総数に対する割合:3.38%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,180,200,000円(上限) |
| (4) 取得日 | 2023年2月28日 |
| (5) 取得方法 | 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付 |

当行は、上記決議に基づき、2023年2月28日、株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、当行普通株式2,100,000株について、取得価額の総額を1,180,200,000円とする自己株式の取得を行いました。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

(前略)

2. 上記のほか、当行は、本日(2023年2月27日)開催の取締役会において、当行普通株式について、210万株を上限として、本日(2023年2月27日)の終値(最終特別気配を含む。)で、2023年2月28日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行うことを決議しており(以下「本自己株式取得(普通株式)」といいます。)、当行の普通株式の保有株主である株式会社みずほ銀行から、これに応じる形でその保有する当行普通株式のうち一部(210万株)について売却する意向がある旨の連絡を受けております。また、当行は、本日(2023年2月27日)開催の取締役会において、本自己株式取得(普通株式)について決議するほか、当行第二種優先株式50万株について、1株当たりの取得価額を4,000円、取得方法を全第二種優先株主に対して通知又は公告して行う第二種優先株主との合意による有償取得として、2023年3月20日を取得日とする自己株式の取得及び同日付消却を決議しており(以下「本自己株式取得・消却(第二種優先株式)」といいます。)、当行第二種優先株式の唯一の保有株主である株式会社みずほ銀行から、これに応じる形でその保有する当行第二種優先株式のうち一部(50万株)について売却する意向がある旨の連絡を受けております。本自己株式処分並びに本自己株式取得(普通株式)及び本自己株式取得・消却(第二種優先株式)の結果、株式会社みずほ銀行の所有株式数は10,483,910株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は12.64%となり、また、当行所有の自己株式は2,893,786株(2022年12月31日現在)から変更ありません。

(訂正後)

(前略)

2. 上記のほか、当行は、2023年2月27日開催の取締役会において、当行普通株式について、210万株を上限として、2023年2月27日の終値(最終特別気配を含む。)で、2023年2月28日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行うことを決議しました。当行は、上記決議に基づき、2023年2月28日、株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、当行普通株式2,100,000株について、取得価額の総額を1,180,200,000円とする自己株式の取得を行い(以下「本自己株式取得(普通株式)」といいます。)、当行の普通株式の保有株主である株式会社みずほ銀行から、その保有する当行普通株式のうち一部(210万株)について売却した旨の連絡を受けております。また、当行は、2023年2月27日開催の取締役会において、本自己株式取得(普通株式)について決議するほか、当行第二種優先株式50万株について、1株当たりの取得価額を4,000円、取得方法を全第二種優先株主に対して通知又は公告して行う第二種優先株主との合意による有償取得として、2023年3月20日を取得日とする自己株式の取得及び同日付消却を決議しており(以下「本自己株式取得・消却(第二種優先株式)」といいます。)、当行第二種優先株式の唯一の保有株主である株式会社みずほ銀行から、これに応じる形でその保有する当行第二種優先株式のうち一部(50万株)について売却する意向がある旨の連絡を受けております。本自己株式処分並びに本自己株式取得(普通株式)及び本自己株式取得・消却(第二種優先株式)の結果、株式会社みずほ銀行の所有株式数は10,483,910株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は12.64%となり、また、当行所有の自己株式は2,893,786株(2022年12月31日現在)から変更ありません。